SUPER CENTER PLANT 善通寺店 (No.1180)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月1日 香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は 名称及び住所	名 称 株式会社 P L A N T 住 所 福井県坂井市坂井町下新庄 15 号 8 番地の 1		
大規模小売店舗の 名称及び所在地	名 称 SUPER CENTER PLANT 善通寺店 所在地 善通寺市金蔵寺町字川添 1903 番 ほか 51 筆		
	(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 【変更前】		
	小売業者名 株式会社 PLANT		閉店時刻 午後 10 時 00 分
	M 八云江 I LAN I	1 Hil 2 hd 00 71	後10時00万
変更した事項	【変更後】		
	小売業者名	開店時刻	閉店時刻
	株式会社 PLANT	午前7時00分	午後 10 時 00 分
	②来客が駐車場を利用することができる時間帯 【変更前】午前8時30分~午後10時30分 【変更後】午前6時30分~午後10時30分		
変更の年月日	令和4年7月1日		
変更する理由	開店時刻の変更に伴い、駐車場利用時間を変更するため		

- 2 届出年月日 令和4年6月21日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所: 香川県商工労働部経営支援課 及び 善通寺市産業振興部商工観光課

縦覧期間: 令和4年7月1日から令和4年11月1日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(令和4年11月1日)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部 経営支援課及び善通寺市産業振興部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に 供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ